委　託　契　約　書（案）

１　契約業務名　　　海外展開支援施策のあり方検討にかかる調査業務

２　契約金額　　　金　　　　　　　円

　　　　　　　　　　（うち取引に係る消費税および地方消費税の額　金　　　　　円）

３　契約期間　　　令和７年　　月　　日　から　　令和７年１１月３０日

４　契約保証金　　金　　　　　　　円

※　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上。

※　保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

※　福井県財務規則第１７２条第３、５、６、７号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

　福井県（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　福井県福井市大手３丁目１７―１

福井県知事　杉本　達治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

契　約　条　項

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（委託業務の実施方法）

第２条　乙は、別添「海外展開支援施策のあり方検討にかかる調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（調査等）

第３条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もし　くは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（実績報告および検査）

第６条　乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

２　甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（成果物の引渡し）

第７条　乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

（危険負担）

第８条　前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第９条　甲は、第７条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、第７条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

（委託料の支払）

第１０条　乙は、第６条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（履行遅延）

第１１条　甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和３９年規則第１１号）第１８０条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

1. その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

⑵　この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

⑶　誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

⑷　契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

⑸　契約の解除を申し出たとき。

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）

第１３条　第９条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

２　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

※契約保証金免除の場合は第２項を削除する

（損害賠償）

第１４条　乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

２　乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（著作権等権利の処理）

第１５条　乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

２　乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

３　乙が、前２項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（権利の帰属）

第１６条　本契約により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

1. 乙は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２７条（翻訳権、翻案権等）、第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利について、甲に無償で譲渡するものとする。
2. 甲は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項第３号または第４号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変しまたは任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
3. 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）および第１９条（氏名表示権）の権利を行使することができない。

（秘密の保持）

第１７条　乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

２　前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

（情報セキュリティの確保）

第１８条　乙は、委託業務の実施において、別紙１「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

２　前項の守秘義務については、前条第２項の規定を適用する。

（個人情報の保護）

第１９条　乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守しなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱に関し、別紙２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（グリーン購入）

第２０条　乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、福井県庁グリーン購入推進方針（平成１３年４月２７日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（疑義等の決定）

第２１条　この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議　して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第２２条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。